科学研究費補助金研究成果報告書

平成 22 年 6 月 10 日現在

研究種目: 基盤研究 (C) 研究期間: 2007 ~ 2009

課題番号: 19530043

研究課題名(和文) 協同組合に対する独占禁止法適用除外に関する日米比較研究

研究課題名(英文)A COMPARATIVE STUDY ON COOPERATIVE EXEMPTION FROM ANTIMONOPOLY LAW
IN JAPAN AND U.S.A.

研究代表者

高瀬 雅男 (TAKASE MASAO) 福島大学・行政政策学類・教授

研究者番号: 90109710

研究成果の概要(和文):日本独禁法 22 条は、協同組合に対する独禁法適用除外について定めている。しかし適用除外の範囲は必ずしも明確ではない。独禁法 22 条は、米国の協同組合に対する反トラスト法適用除外立法であるカッパー = ヴォルステッド法を参考に制定された。そこで本研究はカッパー = ヴォルステッド法の立法過程を分析し、適用除外の必要性、適用除外要件、限界要件などに関する連邦議会の立法意思を明らかにし、独禁法 22 条の適用除外の範囲について示唆を得た。

研究成果の概要 (英文): Article 22 of the Antimonopoly Act in Japan defines cooperative exemption from the Act. But the scope of exemption is indefinite. Article 22 of the Act was enacted which referred to the Capper-Volstead Act as cooperative exemption legislation from the antitrust laws in U.S.A. Therefore this study analyzed the legislative process of the Capper-Volstead Act, clarified the legislative intention of Congress on necessity of exemption, exemption requirements and limitation requirements, and got suggestions about the scope of exemption of article 22 of the Act.

交付決定額

(金額単位:円)

| | | | (== # 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
|---------|-----------|---------|--|
| | 直接経費 | 間接経費 | 合 計 |
| 2007 年度 | 1,000,000 | 300,000 | 1,300,000 |
| 2008 年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 2009 年度 | 300,000 | 90,000 | 390,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 2,100,000 | 630,000 | 2,730,000 |

研究分野: 社会法学

科研費の分科・細目:法学・社会法学

キーワード: カッパー = ヴォルステッド法、農業協同組合、協同組合、反トラスト法、適用除外、 合理の原則、クラス立法、協同組合のマグナ・カルタ

1.研究開始当初の背景

(1)日本独禁法 22 条は、協同組合に対する独禁法適用除外について定めているが、協同組

合のどのような行為が適用除外され、どのような行為が適用除外されないのか、適用除外 の範囲が必ずしも明確ではない。そのことも あってか、近年、協同組合の独禁法違反事例 は少なくなく、国民の信頼を損ねている。

(2)このような違反行為を繰り返さないためにはコンプライアンス体制の構築が不可欠であり、そのためには独禁法適用除外の範囲を明確にすることが不可欠である。

2.研究の目的

本研究は日本独禁法 22 条が参考にした米国の協同組合に対する反トラスト法適用除外立法の適用除外の必要性、適用除外要件、限界要件及びそれらに関する判例を検討し、適用除外の範囲を明らかにすることによって、日本独禁法 22 条の適用除外の範囲について示唆を得ることを目的としている。

3.研究の方法

米国農民の協同組合運動の動向、州政府の 州協同組合法及び州反トラスト法制定の動 向、連邦政府の協同組合法及び適用除外立法 制定の動向、裁判所の反トラスト法判例の動 向を縦軸にして、クレイトン法6条及びカッ パー=ヴォルステッド法の制定過程を横軸に して、カッパー=ヴォルステッド法の適用除 外要件や限界要件に関する連邦議会の立法 意思を明らかにし、本法制定の意義について 考察する。

4. 研究成果

(1)19 世紀末の米国にシャーマン法や州反トラスト法が制定され、農協に対して反トラスト法が適用されるという事件が発生した。そこで提起された農民の協同組合運動に対する課題は、協同組合に対する反トラスト法適用除外立法を制定すること(議会)、適用除外立法について合衆国憲法第14修正(平等保護条項)の合憲性を獲得すること(裁判所)であった。

(2)1914 年、労働組合の反トラスト法適用除外立法運動を背景にクレイトン法6条が制定された(反トラスト法のいかなる規定も、相互扶助の目的で設立され、非出資又は非営利の労働、農業又は園芸の組織の構成員が、そは別し、又はかかる組織の構成員が、そ禁止し、又はかかる組織の構成員が、そ禁止しては制限するものと解しては組合を適けるといる。6外の対象から排除し、また「正当な目的を適大となり、6外の対象から排除し、また「正当な目的で活動の対象から排除し、農民の反トラスト法に変を解消することができなかった。

(3)クレイトン法制定以降、 反トラスト法 適用除外立法運動の中心となる農民組織全国会議や米国農業部会連合会の結成、 市場

部局の設置、州協同組合法の制定、酪農民組合のミルク・ボイコットを契機とした反トラスト法適用除外立法の制定などによる州政府の農協支援、市場課の設置、農務省協同組合法案の作成、各種農業立法の制定などによる連邦政府の農協支援、農協に対して反トラスト法を適用したキング事件判決(1916年)に見られる裁判所の対応などにより、協同組合に対する反トラスト法適用除外立法制定の条件は成熟した。

(4)農民の適用除外立法運動の高揚を背景に、 農民組織全国会議の代表ミラーが起草は カッパー=ハースマン法案が第 66 連邦議会 第 1 会期 (1919 年)に提出された。本法は会 レイトン法 6 条から「非出資」要件を削った ものであるが、審議されずに廃案になって たものであるが、審議されずに廃案になって で対すルステッド下院議員の3つの示唆 (法案は共和党議員によって提出される 限表には触れず、組合が法外な価格を たときは公務員が適切な措置をとる)に に大きながある。第 66 連邦議 会第 2 会期 (1920 年)に提出され、下院司法 委員会に付託された。

(5)下院司法委員会法案の内容は次のとおりである。農産物の生産者が州際又は外国通商において組合員の農産物を集団で加工・販売準備・取扱・販売する際に、法人・非法人、出資・非出資であるか否かを問わず組合に対し、組合を設立・運営し、契約・協定を締結することができる。組合は相互利益のために運営され、1人1議決権か又は出資ををといるといると認めるときは、農務長官は排除措置命令を発出することができる(2条)

(6)下院司法委員会報告は、 価格決定力がなく、集団交渉をすれば反トラスト法訴追される農民に「公正な機会」「対等な立場で取引する機会」を与えるため、会社と同様に農民に「組合を設立する権利」を付与するが、これは特権の平等化であってクラス立法ではなく、 組合は生活費の抑制、食糧投機の防止、中間商人の排除などで役立っており、

「組合が公衆を搾取することを防止する権限」を農務長官に与えるというものであった。これに対して法案反対派は(a)法案は農民に特権を与えるクラス立法であり、(b)法案は組合に独占形成を認め、消費者の生活費を高め、(c)農民の守護天使である農務長官に排除措置命令の権限を独占させるので、有効な規制ができないと批判した。これに対して先の報告 は特権の平等化と主張することに

よってクラス立法批判に応え、報告 は組合 の公共性を主張することによって当然違法 批判に応え、報告 は農務長官の権限で防止 できると主張することによって組合独占批 判に応えるものであった。

(7)反対派が多数を占める上院司法委員会は、H.R.13931 について 「農務長官」を「連邦取引委員会」に置き換え、2条但書(独占形成の企画の禁止+クレイトン法の適用)を挿入するという修正を行い、上院はそれを承認した。しかし下院は上院法案に同意せず、廃案になった。

(8)前回の法案を修正した H.R.2373 が第 67 連邦議会第 1 会期 (1921 年) に提案され、下院司法委員会に付託された。下院司法委員会に付託された。下院司法委員通において生産者の農産物を集団で加工・財産を集団で加工・財産を集団で加工・財産を開始であるか否かを問わず組合であるか否ができる。組合は相互は、おいて共同し、共同の販売機関を所有し、契互出資利子は 8%に制限される。ただし組合とはははは 資利子は 8%に制限される。ただし組合員の農産物を超えて非組合員の農産物を超えて非組合員の農産物を取り扱ってはならない (1 条)(2 条省略)、H.R.2373 は下院で一部修正のうえ承認され、上院に送付された。

(9)上院司法委員会は2条を削除し、1条に上院代案(独占形成の企画の禁止+連邦取引会法の適用)を挿入する修正を行った。の修正は何を意味するのか。「独占形成の企画の禁止」は危険の蓋然性理論によって成立を関係であり、また連邦取引委員会法の適用は摘するもので、いずれにしても取引を制限はなるであり、を不合理な制限にするもので、に関協りを不合理な制限にするとのをである。この修正は上院で不承認され、法律になった。

(10)本法の立法意思を確認すれば、1条の目的は非農民の排除、非相互扶助組織の排除である。組合員要件では自ら農産物を生産しい製粉所、缶詰業者、コンデンス・ミルクの生産者は、農産物の生産者に含まれない。活動要件において員外利用を制限した理由は組合の営利化の防止である。協した理由はにおいて出資利子を8%に制限した理中は、利用高配当の確保と出資金の確保の可した。2条は組合が公衆を搾取することを防止する排除措置命令の権限を農務長

官に与えている。排除措置命令の対象は価格 の引き上げではなく、取引の独占及び制限で ある。

(11)本法はクレイトン法の欠陥(出資組合を 適用除外の対象から排除し、「正当な目的を 適法に実施する」という限界要件が抽象的で 不明確)を克服し、農民に組合を設立する権 利を与えたところから、農民・農協関係者か ら「協同組合のマグナ・カルタ」と歓迎され た。学説も同様の評価を行った(BAKKEN-SHAARS, HANNA, NAPP)。しかし本法の問題点を 指摘する学説(NOURSE)もある。員外利用制 限について、1条は1人1議決権が守られれ ば、出資利率制限8%の制約がなくなるので、 組合の非営利的性格を弱め、「利益分配型組 織」に引き下げ、組合が会社と異なる性格を 有する基盤に特別な配慮を払う力を破壊す るので、員外利用制限を10~20%に引き下げ るべきだという。

(12)協同組合の反トラスト法上の地位であるが、本法は取引を制限する農民の結合(農協)が、合理の原則の採用によって不当な制限ではないことを立法宣言(legislative declaration)したものと考えられている。1890年制定のシャーマン法1条の違法判断基準をめぐって、文言通り取引を制限するすべての契約を禁止するか(当然違法の原則)

取引を不合理に制限する契約を禁止する のか(合理の原則) 見解が分かれていた。 1897 年のトランス = ミズーリ事件最高裁判 決は を採用し,農協や労働組合への適用除 外を否定し、シャーマン法を厳格に適用した が、1911年のスタンダード石油事件最高裁判 決は を採用することを明らかにした。そこ で当然違法の原則から合理の原則への違法 判断基準の変更は、農協の反トラスト法上の 地位にどのような変化をもたらすのである うか。当然違法の原則を採用すれば、取引を 制限する農民の結合は違法とされる。しかし 合理の原則を採用し、農民の結合が農民の利 益及び公共の利益からみて合理的であると 認められれば、シャーマン法違反にならない 可能性が生まれてくる。しかし合理性の判断 を裁判所に委ねている限り、農民にとって予 測可能性が低く、反トラスト法訴追の不安を 解消できない。そこで一定の要件を充たす農 民の結合が、不合理な結合ではなく、反トラ スト法に違反しないことを立法宣言 (legislative declaration)する必要があ る。クレイトン法6条及び本法がまさにその ような法律であった。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計4件)

高瀬雅男,カッパー = ヴォルステッド法 案(1921年),行政社会論集,査読無,21巻 3号,2009, pp87-114.

高瀬雅男,農務省協同組合法案,行政社会 論集,查読無,21巻4号,2009,pp216-235.

高瀬雅男,カッパー=ハースマン法案 (1919 年),行政社会論,査読無,21 巻 1号,2008,pp129-154.

高瀬雅男,カッパー = ヴォルステッド法 案(1920年),行政社会論集,査読無,21巻 2号,2008, pp94-120。

〔学会発表〕(計1件)

米国における反トラスト法からの農協 適用除外立法の発展,日本協同組合学会第 29回大会個別論題報告、2009年9月13日, 酪農学園大学.

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6.研究組織

(1)研究代表者

高瀬 雅男(TAKASE MASAO) 福島大学・行政政策学類・教授 研究者番号:90109710 (2)研究分担者 ()

研究者番号:

(3)連携研究者

()

研究者番号: